

熊本県遺跡地図

1994

熊本県教育委員会

例　言

- 1 本書は、熊本県教育委員会が、平成元年から平成5年度にかけて、国庫補助を受けて実施した県下94市町村にわたる文化財所在調査の成果を収録した『熊本県遺跡地図』です。
- 2 本書は、表頁に遺跡地図を、裏頁に地図ごとの遺跡地名表を掲載しており、地図と地名表が同時に閲覧できるようになっています。
- 3 地図には、索引図のとおり、熊本県全県にわたる1番から108番までの地図番号を図葉の右上に記しています。なお、各市町村ごとの地図番号は市町村コード及び地図番号一覧のとおりです。
- 4 地図には平成5年12月現在の埋蔵文化財等の所在位置及び範囲を赤色で表示し、遺跡地名表の遺跡番号と照合させています。
- 5 遺跡等の番号は、市町村ごとに3桁の算用数字で表示していますが、正式にはその前に3桁の市町村コード番号、さらにその前に熊本県のコード番号43が付されることになります。市町村のコード番号は別表のとおりです。
- 6 遺跡の名称については所在地の小字名で付けることを原則としているため、小字名が判明していない遺跡については、大字名・通称名・地点名で登録しています。
- 7 遺跡の時代や種別については、不確定要素が強いため、大まかな記述になっています。また、建造物でもいわゆる建築以外の石造りのものはすべて石造物としています。なお、寺社としたものは現存する寺社以外は全て包蔵地としての扱いになります。
- 8 この地図は、建設省国土地理院長の承認を得て、同院発行の25,000分の1地形図を複製したものです（承認番号平10九複、第350号）。
- 9 本書の巻末には、文化財保護法（抜粋）及び文化財の取り扱いに関する手続等を収めましたので参照してください。くわしくは、熊本県教育庁文化課発行の『文化財保護の手引き』を御覧ください。
- 10 本書及び埋蔵文化財に関するお問い合わせは、熊本県教育庁文化課（〒862-8570熊本市水前寺6丁目18番1号 TEL096-383-1111）へお願ひいたします。

利用上の留意点

1 本書に掲載された埋蔵文化財は、すべて文化財保護法にいう「周知の埋蔵文化財包蔵地」であり、保護の対象となるものです。また、遺跡地図には上記の埋蔵文化財の他に、国、県、市町村指定の史跡・重要文化財（建造物）、さらに未指定の建造物・石造物等についても掲載しています。併せて、その保護について御協力をお願いします。

なお、国・県・市町村による指定文化財については、恒久的に保存するため、原則的に現状変更が禁止されています。

2 遺跡の所在位置とその範囲は、昭和56年文化庁から刊行された『全国遺跡地図（熊本県）』を作成する際に県が作成した遺跡台帳を基本とし、その後、平成5年12月までに発見された遺跡を加えていますが、その大半が地下に埋蔵されているという性格上、踏査や地上観察による遺跡の範囲確定には限界があり、おおよその範囲を示していると理解してください。

このため、未発見のものが多数埋蔵されている可能性が高く、そのつど補正・追加・削除が行われることを御承知おきください。

3 「周知の埋蔵文化財包蔵地」内において土木工事等の各種開発事業を実施する場合は、文化財保護法の規定により、届出や通知が義務づけられており、それに対して、文化庁長官の権限の委任を受けた県教育委員会は、埋蔵文化財の保護上必要な指示・協議・勧告を行うことになります。

実際の届出や通知及び取扱いについては巻末の「埋蔵文化財の取扱いに関する手続」を参照してください。

4 「周知の埋蔵文化財包蔵地」外の場所において、工事中に埋蔵文化財を発見した場合にも、届出や通知が義務づけられています。この場合、非常災害の応急措置の場合を除き、現状を変更することとなるような工事はできず、工事は一定期間中止されることになります。

このため、「周知の埋蔵文化財包蔵地」外の土木工事等でも、県もしくは市町村教育委員会に、埋蔵文化財の存在状況とその取扱いについて問い合わせてください。必要があれば埋蔵文化財の存在状況を知るための予備調査を（踏査・試掘調査）受けることができます。

なお、工事中の埋蔵文化財の発見の際の届出や通知及び取扱いについては巻末の「埋蔵文化財の取扱いに関する手続」を参照してください。

市町村コード及び地図番号一覧

市町村名	コード番号	国土地理院地図番号
藤木町	ふじぎなまち	201
八代町	やしろまち	202 58・59・66・67・68・77
人吉市	ひとよし	203 88・89・98・105・106・107
荒川町	あらかわまち	204 10・11・17・18
水俣市	みずまたし	205 95・96・102・103・104
草町市	くさなまち	206 18・19・26
米良村	こめらんじ	207 55・63・64・65・73・74・75
山都町	さんとまち	208 5・12・19・19
牛久町	うしくまち	209 82・83・92・93・94・101
菊池市	きくち	210 5・7・13・14・20・21
宇土市	うとし	211 40・41・46・49
東郷町	とうごまち	212 47・48・57・58
小国町	しづかいまち	213 40・41・48・49
下野市		
城都町	じょうなんまち	341 41・42・49・50
高木町	たかぎまち	342 41
佐伯町	さつはせまち	343 41・49
小川町	おがわまち	344 49・50・59・60
豊野町	とよのむら	345 41・42・49・50
中郷町	ちゅうごうまち	346 50・60
興居町	こういちまち	347 50・51・60・61
玉名郡		
田代町	たいたいまち	361 17・18・25・26
朝日町	あさひまち	362 26
大分町	だいぶいまち	363 26・27
日出町	ひじゆうまち	364 18・19・26・27
佐伯町	さくべいまち	365 11・12・18・19
三原町	みはらまち	366 4・5・11・12
所浦町	そくらまち	367 4・10・11・18
長崎町	ながさくまち	368 17・18・25
雲仙町		
北松町	かほくまち	381 5・6・12
阿蘇町	あそくまち	382 5・6・12・13・20
北松町	かいとまち	383 12・13・19・20
阿蘇町	かわうまち	384 19
南浦町	なんらうまち	385 19・27
鍋島町		
七瀬町	しちじょうまち	401 19・20
相良町	さよくしまら	402 20・21・28・29
大河内町	おおづまち	403 20・21・28・29
鍋島町	さくようまち	404 28・29・35
合志町	こうしまち	405 28
西原町	せいわまち	406 19・20・28
西谷口町	にしごうしまち	407 19・20・27・28
阿蘇郡		
一の宮町	いちのみやまち	421 15・16・22・23・30・31
阿蘇町	あそまち	422 14・15・21・22・29・30
南小国町	みなみおくにまち	423 8・9・15・16
小国町	おぐにまち	424 2・3・7・8・9
熊本町	うぶやまむら	425 16・23・24
波多野町	なみののん	426 23・24・31・32
鍋島町	なべうまち	427 37・38・44・45・52・53
高森町	たかもりまち	428 30・31・32・37・38・39
日吉村	ひよくしまむら	429 30・37
久木野村	くぎのむら	430 29・30・36・37
長門町	ちょうとうむら	431 29・30
西原町	にしはらむら	432 29・35・36
上益城郡		
伊藤町	みねむまち	441 35・36・42・43・51
嘉島町	かしままち	442 34・35・41・42
益城町	ましきまち	443 28・29・35・36・42
中原町	こうさまち	444 42・43・50・51
矢部町	やべまち	445 36・37・43・44・51・52・61・62
別府町	せいいふくまち	446 37・44・52・53・62
八代郡		
坂本町	さかもとむら	461 67・68・77・78
千代町	せんぢやうまち	462 58・59
岡町	おかみまち	463 48・49・58・59
高森町	りゅうそくまち	464 48・49・59
宮原町	みやはらまち	465 59
山都町	とうようむら	466 59・60・68・69
京町	いすみむら	467 50・59・60・61・62・69・70・71
芦北町		
田川町	たのうらまち	481 76・77・86・87
久世町	あきせきまち	482 77・78・86・87・95・96
川奈木村	つなぎまち	484 86・95
球磨郡		
綱町	にしきまち	501 98・99・106・107
上村	うえむら	502 98・99・107
佐伯町	さくはまち	503 90・98・99
鍋島町	おからまち	504 99
多良木町	たらぎまち	505 80・90・99・100・107・108
山田町	やまだまち	506 90・91・99・100
水上村	みずかみむら	507 70・71・80・81・90・91
菊池町	すえむら	508 89・90・99
深田町	ふかだむら	509 89・90・98・99
相良町	さがらむら	510 79・80・89・90・98
五木村	いつきむら	511 68・69・70・78・79・80
山村町	やまとむら	512 78・79・88・89・97・98
球磨村	くまむら	513 77・78・87・88・96・97・104・105

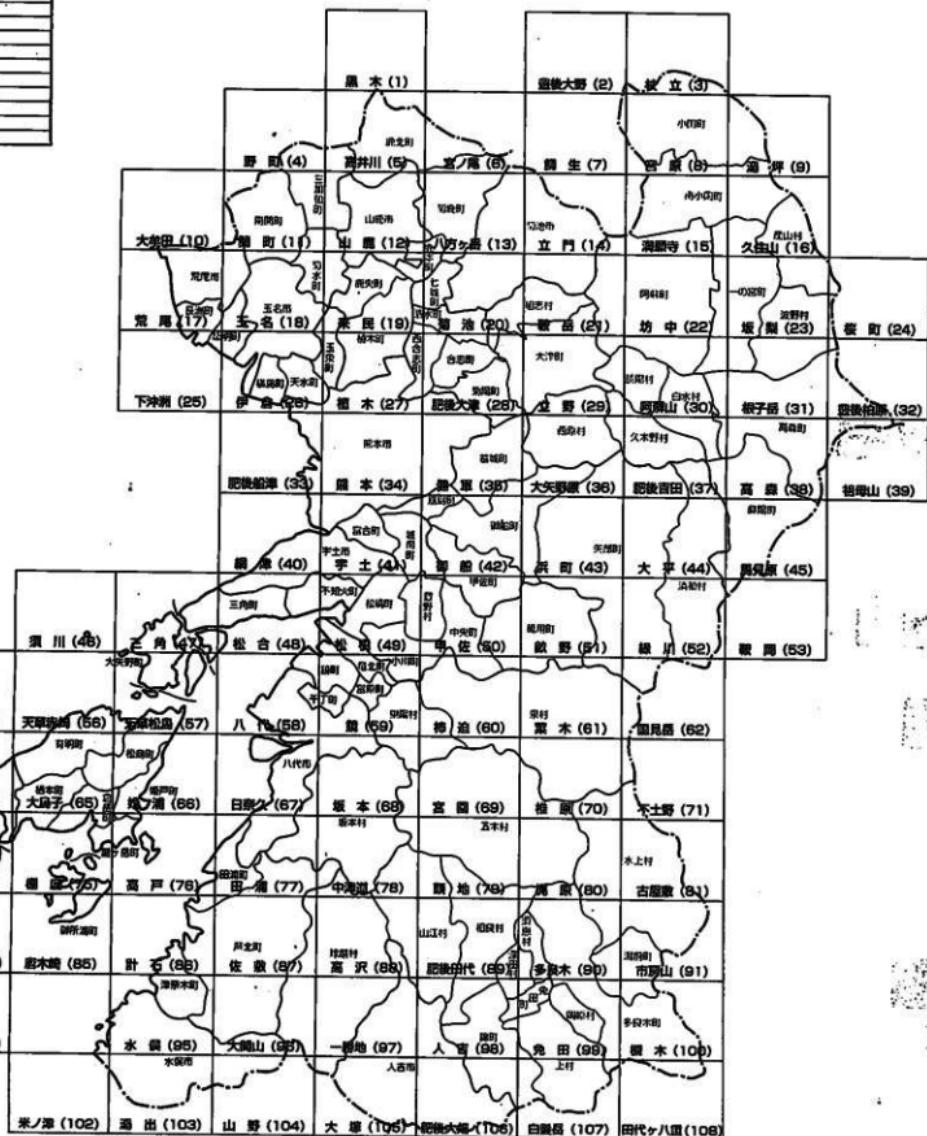
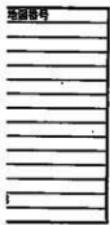
市町村名	コード番号	国土地理院地図番号
天草市	ふるいがなまち	521 46・47・57
八代町	まつしままち	522 57・65・66
石原町	あいざわまち	523 56・57・65・66
延岡市	ひめぎまち	524 66・76
都城町	トリヨウかたけまち	525 75・76
鍋島町	こじょうまち	526 75・76・85
伊集院町	いくたけまち	527 65・66・75・76
纲木町	すもとまち	528 65・75
新富町	しんめいまち	529 74・84
佐伯町	さいばくまち	530 54・55・63・64
名立町	めだいちくまち	531 54・55・63
大河内町	おおごくまち	532 63・72・73・82・83
阿苏町	あそくまち	533 73・74・83・84



須川

米津

地図索引



埋蔵文化財の取扱いに関する手続

1 周知の埋蔵文化財包蔵地で土木工事等をする場合

この地図に記載された遺跡は、文化財保護法に定める周知の埋蔵文化財包蔵地です。この包蔵地において土木工事等を行う場合は、下表のとおり、文化財保護法に定める届出が必要です。

土木工事等の事業計画を策定される場合、まず事業予定地の所在する市町村教育委員会に相談され、下記の【手続の流れ】と【手続の内容】を参考に事業を進めてください。

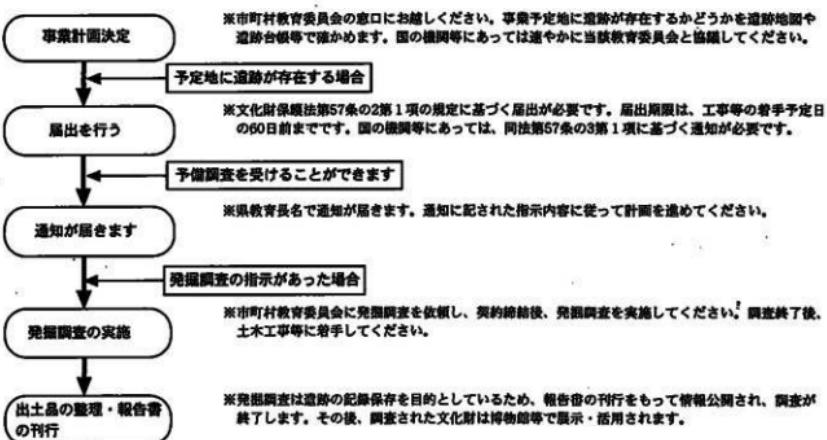
なお、国及び地方公共団体等が行う事業についてもほぼ同様の手続となります。ただし、これらの国の機関等は、事業の策定期間から当該市町村及び県の教育委員会と文化財保護上の協議を行ってください。

事業者	根拠法	期 限	窓 口
一般	文化財保護法第57条の2	工事に着手しようとする日の60日前までに届出	事業予定地の市町村教育委員会
国の機関等	文化財保護法第57条の3	事業計画策定期間後速やかに	当該教育委員会

※「届出」は、届出書類が市町村教育委員会を通じて県教育委員会に到着した日をもって、届出日となりますのでご注意願います。
※国の機関等とは、国の機関、地方公共団体、政令の定める法人をいいます。

【手続の流れ】

【手続の内容】



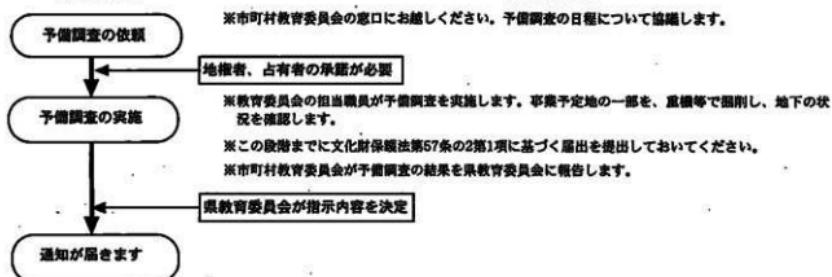
※予備調査について

現地踏査、確認調査を実施することにより、遺跡の存在状況を知ることができます。

予備調査を実施し、事業予定地内に遺跡、遺物等が存在しないことが確認された場合には、文化財保護法第57条の2第1項の規定に基づく届出に対し、慎重工事又は工事立会の指示を受けることが可能です。手続及びその内容は下記のとおりです。

【手続の流れ】

【手続の内容】



※県教育委員会の指示の内容

- 県教育委員会が指示の内容を決定しますが、その内容は通常下記の指示になります。
- (1) 発掘調査：教育委員会の指導を受け、発掘調査を実施してください。
 - (2) 工事立会：教育委員会の職員が工事に立ち会います。
 - (3) 優重工事：埋蔵文化財に影響のないよう慎重に工事を実施してください。

2 土木工事中に遺跡が発見された場合

周知の埋蔵文化財包蔵地以外の土地で、土器・石器・貝塚・古墳・住居跡など、遺跡と思われるものを発見した場合には当該箇所の土木工事を一時中止し、速やかに事業予定地が所在する市町村教育委員会に連絡し、下表のとおり、文化財保護法に定める遺跡発見の届出をしてください。届出後の手続は1と同じです。

工事中の遺跡の発見は、事業計画に大幅な変更をもたらす恐れがありますので、周知の埋蔵文化財包蔵地外の土地でも事前に当該市町村教育委員会と予備調査のための協議を行い、遺跡の存在状況を知っておく必要があります。

事業者	規制法	規制等	窓口
一般	文化財保護法第57条の5	現状を変更することなく、運搬なく届出	当該地のある市町村教育委員会
国の機関等	文化財保護法第57条の6	現状を変更することなく、運搬なく通知	当該地のある市町村教育委員会

3 指定文化財の場合

国、県及び市町村が指定する文化財（指定文化財）は、恒久的に現状で保存することを目的としていますので、土木工事等による現状変更は原則として認められていません。

4 届出・通知文書の様式

(1) 文化財保護法第57条の2第1項及び同法第57条の3第1項関係

年 月 日
文化庁長官様
住所
氏名等
埋蔵文化財専用の【届出・通知】について
周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等のための発掘を実施したい ので、文化財保護法（昭和25年法律第214号）【第57条の2第1項・第57 条の3第1項】の規定により、別記1の事項について、周知書類を添付 し、別記2のとおり【提出・通知】します。

別記1
1. 土木工事等をしようとする土地の所在地及び地番 2. 土木工事等をしようとする土地の面積 3. 土木工事等をしようとする土地の所有者の氏名又は名称及び住所 4. 土木工事等をしようとする土地に係る遺跡の種類、位置及び名称 並びに現状 5. 当該土木工事等の目的、計画及び方法の概要 6. 当該土木工事等の主体となる者（当該土木工事等が借入契約等に よりなされるとときは、契約の両当事者）の氏名及び住所（法人その 他の団体の場合は、その名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在 地） 7. 当該土木工事等の施行担当責任者の氏名及び住所 8. 当該土木工事等の着手の時間 9. 当該土木工事等の終了の予定期間 10. その他参考となるべき事項 【添付書類】 土木工事等をしようとする土地及びその付近の地図並びに当該土木 工事等の概要を示す書類及び図面

(2) 文化財保護法第57条の5第1項及び同法第57条の6第1項関係

別記 2			
57条の2第1項・57条の3第1項 (○で囲むこと) <input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>			
登録番号 号・平成 年月日		被認定文化財番号 号・平成 年月日	
1. 所在地			
2. 地 坂			
3. 土地所有者	氏名等: 住 所:		
4. 道路の種類	駐車場 無料駐 貸付施設 古墳跡 古墳跡 社寺跡 古墳 碑文石 その他の区 分: 生産道路 その他(道跡())		
道跡の名称	風 道		
道跡の記入	住宅 木造 砖造 山林 道路 公園道 その他()		
道跡の時代	近世 古代 平成 年月 日 その他()		
5. 工事の種類	道路 施設 建物 施工用車両 平成 住宅 その他() 地盤改良 土地整理整備 公園造成 ガス 電気 水道 自転車道 土砂採取 破壊研究 通路整備 その他() 道跡を変更する工事		
工事の範囲			
6. 工事主幹者	氏名等: 住 所:		
7. 施工責任者	氏 名: 住 所:		
8. 着工時期	平成 年月日 9. 着工時刻 平成 年月日		
10. 参考事項			
参考事項 <input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>			
基 本	供 給	規 定	目 順
(注記事項) ①大枠内に記入。②参考事項欄は認定府令教育委員会で記入。 ③道跡の記入・種類・時代及び参考事項欄は該当項目を○で囲み、該当項目のない場合は()内に記入。			

別記 2			
平成 年月日			
文化庁長官様			
住 所			
氏名等			
道跡見送り(提出・通知)について			
道跡と認められるものを発見したので、文化財保護法(昭和25年法律第214号)【第57条の5第1項・第57条の6第1項】の規定により、別記1の事項について、開示書類を添付し、別記2のとおり(提出・通知)します。			

別記 1			
57条の5第1項・57条の6第1項 (○で囲むこと) <input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>			
登録番号 号・平成 年月日		被認定文化財番号 号・平成 年月日	
1. 道跡の種類	駐車場 無料駐 貸付施設 古墳跡 古墳跡 社寺跡 古墳 碑文石 その他の区 分: 生産道路 その他(道跡())		
2. 道跡の所在及び地名			
3. 道跡の所在する土地の所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名			
4. 道跡の所在する土地の占有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名			
5. 道跡の発見年月日			
6. 道跡の現状			
7. 道跡の現状を変更する必要のあるときは、その時期及び理由			
8. 出土品のあるときは、その種類、形状及び数量			
9. 道跡の保護のために執った、又は執ろうとする措置			
10. その他の参考となるべき事項			
〔添付書類〕			
道跡が発見された土地及びその付近の地面並びに土木工事等により道跡の現状を変更する必要があるときは、当該土木工事等の概要を示す書類及び図面			
基 本	供 給	規 定	目 順
(注記事項) ①大枠内に記入。②参考事項欄は認定府令教育委員会で記入。 ③道跡の記入・種類・時代及び参考事項欄は該当項目を○で囲み、該当項目のない場合は()内に記入。			

別記 2			
57条の5第1項・57条の6第1項 (○で囲むこと) <input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>			
登録番号 号・平成 年月日		被認定文化財番号 号・平成 年月日	
1. 道跡の種類	駐車場 無料駐 貸付施設 古墳跡 古墳跡 社寺跡 古墳 碑文石 その他の区 分: 生産道路 その他(道跡())		
道跡の時代	近世 古代 平成 年月 日 その他()		
2. 所在地	地本署:		
3. 土地所有者	氏名等: 住 所:		
4. 土地占有者	氏名等: 住 所:		
5. 発見年月日	平成 年月日 ~ 平成 年月日		
6. 亂用の事項	土木工事等() 分布調査 施設調査 その他()		
7. 亂用	住地 木造 砖造 山林 道路 施設 住居 その他()		
8. 現状の変更	時 期: 平成 年月日 ~ 平成 年月日 理 由:		
9. 出 土 品	(種類・形状・数量)		
10. 添 付 書 類			
11. 参 考 事 項			
参考事項 <input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>			
基 本	供 給	規 定	目 順
提出書 保管証 認定通知 依頼書 告白書			
(注記事項) ①大枠内に記入。②参考事項欄は認定府令教育委員会で記入。 ③道跡の記入・種類・時代及び参考事項欄は該当項目を○で囲み、該当項目のない場合は()内に記入。			

文化財保護法（抜粋）

第1章 総則 （この法律の目的）

第1条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

（文化財の定義）

第2条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

4 貝塚、古墳、祭祀場、城跡、田宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は學術上極めて高いもの、周囲、構築、統合、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって藝術上又は觀賞上極めて高いもの及び動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質構造（特異な自然の現象に生じている土地を含む。）で我が国にとって學術上極めて高いもの（以下「記念地」という。）。

（政府及び地方公共団体の任務）

第3条 文化財及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のためによくることのできるものであると、また、将来的な文化の発展の基礎をなすものがあることを認識し、その保存をかぎに運営するように、周囲の住民をもってこの法律の趣旨の眞諦に努めなければならない。

（周囲、所有者等の権利）

第4条 一般社団は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に反対しなければならない。

2 文化財の所有者等の権利は、文化財が運営する周囲の施設であることを自覚し、これを公共のために大切に保護することとともに、できるだけこれを公開する等その他の適切な方法で守らなければならぬ。

3 政府及び地方公共団体は、当該施設の執行に当てて開拓者の所有権その他の財産権を侵害しないなければならない。

第4章 遺産文化財

（遺産のための周囲に関する細則、規制及び命令）

第57条 第1項に規定されている文化財（以下「遺産文化財」という。）について、その開拓のための周囲を施設しようとする者は、文部省令の定める事項を記載した書類をもって、當初に着手しようとする日の30日前までに文部省長官に届け出なければならない。ただし、文部省令の定める場合は、この限りでない。

2 遺産文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の規定に係る周囲に施設を要する場合に必要な施設費や報告料の提出を指定し、又はその撤回の禁止、等々しくはその手続を止むこととすることができる。

（土木工事のための周囲に関する細則、規制及び命令）

第57条の2 土木工事その他の遺産文化財の開拓に付するもの、及び、古墳その他の遺産文化財を保護する土地として指定される土地（以下「開拓のための周囲文化財保護地」という。）を施設しようとする場合には、前項第1項の規定を準用する。この場合において、同項第2項（「日付」）である「（「日付」）と読み替えるものとする。

2 遺産文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前項第1項の規定に係る施設に周囲に必要な事項を指定する。

（周囲の開拓に施行する規制の範囲）

第57条の3 土木工事その他の遺産文化財の開拓に付するもの、及び、古墳その他の遺産文化財を保護する土地として指定される土地（以下「開拓のための周囲文化財保護地」という。）において、周囲の開拓の範囲の最も外側に開拓する所持者等に係る部分（以下「周囲の範囲」と称する。）は、前項第1項に規定する目的で周囲の遺産文化財保護地を施設しようとする所持者においては、周囲の規定を適用しないものとし、当該所持者は、当該所持に係る周囲の開拓の規定に当たって、あらかじめ、当該所持に係る所持者を認めたときは、引き渡さなければならない。

2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、遺産文化財の保護上特に必要があると認めるときは、当該開拓の範囲に付し、当該開拓の範囲の規定及びその実施について協議し、求めらるべきの旨の通知を下すことができる。

3 前項の通知を受けた場合は、当該開拓の範囲に付し、当該開拓の範囲の規定及びその実施について協議し、求めらるべきの旨の通知を下すことができる。

4 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、当該開拓の範囲に付し、当該開拓の範囲の規定及びその実施について協議し、求めらるべきの旨の通知を下すことができる。

5 前4項の場合において、当該開拓の範囲等が各所長の（國有財産法（昭和23年法律第73号）第4条又は各所長（國有財産の所管官員の意見））に規定する所持各所長の長いと、以下同様。）であるときは、これらの規定に規定する通知、開拓又は開拓は當初に届け出しても、当該所持に届け出ても行うものとする。

（遺産文化財保護地の範囲）

第57条の4 土木工事その他の遺産文化財の開拓地について、資料の収集その他の周囲の開拓を認めたために必要な周囲の施設に努めなければならない。

2 地域は、地方公共団体が予め前項の施設に同じく、指導、助言その他の必要と認められる措置を講ずることができる。

（施設の免責に関する届出、停止命令等）

第57条の5 土木の所有者若しくは占有者が土木の出土等により見づき、佐田跡、古墳その他の遺産と認められるものを発見したときは、第57条第1項（「認めたための開拓に付するもの」）の規定による開拓に當たって開拓した場合を除き、その状況を記載することなく、遮断なく、文部省令の定める事項を記載した書類をもって、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。ただし、非常事態のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その状況を記載することができる。

2 文化庁長官は、前項の届出があった場合において、当該届出に係る遺産が重要なものであり、かつ、その保護のための開拓を行おうが認めるとときは、その土地の所有者又は占有者に対し、周囲及び周囲を定めて、その現状を記載することなく、遮断なく、文部省令の定める事項を記載した書類をもって、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。ただし、非常事態のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その状況を記載することができる。

3 文化庁長官は、前項の命令を下すとするとときは、あらかじめ、関係地方公共団体の同意を得なければならない。

4 第2項の命令は、第1項の届出があった日から起算して1ヶ月以内にしなければならない。

5 第2項の場合において、同項の期間内に調査が完了せず、引き渡し調査を行

う必要があるときは、文化庁長官は、1箇月限り、当該命令に係る区域の全部又は一部について、その期間を延長することができる。ただし、当該命令の期間が、同項の期間と通算して6ヶ月を超えることにならなければならぬ。

6 第2項及び前項の規制を附帯する場合には、第1項の届出がされた日から起算して第2項の命令を下した日までの期間が含まれるものとする。

7 文化庁長官は、第1項の届出がされなかった場合においても、第2項及び第5項に規定する措置を執ることである。

8 文化庁長官は、第2項の措置を執った場合を除き、第1項の届出がなされた場合には、当該施設の保護上必要な指示をすることができる。前項の規定により第2項の措置を執った場合を除き、第1項の届出がなされたときも、同様とする。

9 第2項の命令によって损失を受けた者に対しては、同項の届出せずべき損失を認定する。

10 前項の場合には第1項の届出をした場合に於ける（損失復旧額の決定・被災額の算定する額）

（國の開拓等の施設の開拓の異常に関する特例）

第57条の6 の 開拓の間隔が前条第1項に規定する届出をしたときは、两条の規定を適用しないものとし、第57条第1項（開拓のための施設の開拓）又は第56条の2 第1項（開拓のための施設の開拓）の規定による調査に当たって見直しを場合を除き、その現状を変更することなく、運送なく、その旨を文化

庁長官に知らしめなければならない。ただし、非常事態のために必要な応急措置を執る場合は、その現状において、その現状を変更することがない。

2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、当該通知に係る施設が重要なものであり、かつ、その保護のため開拓を行う必要があると認めたときは、当該開拓の間隔等に付し、その現状、その保存等について調査を求めるべき旨の通知をすることができる。

3 前項の通知を受けた場合の開拓等は、文化庁長官に協議しなければならない。

4 文化庁長官は、企2項の場合を除き、第1項の通知があった場合において、当該開拓の間隔等に必要な協力をすことができる。

5 前4項の場合には、第57条の3 第5項（発掘等に関する通知・協議又は勘定）の規定を準用する。

（文化作業による異常の現象）

第58条 文化庁長官は、歴史上又は学術上又は技術的なための開拓に係る施設に付する（「開拓のための施設の開拓」）又は開拓のための施設の開拓を実施することである。

2 前項の規定により施設を実施しようとするときは、文化庁長官は、あらかじめ、当該開拓の所有者及び埋蔵品に基づく占有者に対し、施設の目的、方法、各手の時の現状の必要性と認めた事項を記載した令書を交付しなければならない。

3 第1項の場合には、第59条（文化庁長官による施設の修理等の執行の受取人・署理・管理者の相手等の規定）（同項第3項において準用する第32条の2 第5項（管理又は修理のため必要な協力を求める旨の通知）の規定を含む。）及び第41条（現地の失却及び埋蔵品の返却）の規定を準用する。

（開拓の現象による施設の見直し）

第59条 前項第1項の規定による施設により文化財を見直した場合において、文化庁長官は、当該文化財の所有者が明示しているときはこれを所有者に差しし、所有者が明示しないときは、先端第2項（過失物拾得者等の権利）の規定にかかるはずで、審査等にその旨を通知することをして足りる。

2 前項の届出を受けたときは、審査等長は、直ちに当該文化財につき過失物拾得第13条（過失物の返却）第5項（過失物についての告白等）の規定による手続をしなければならない。

（現地）

第60条 遺失物拾得第13条（過失物）で準用する開拓第1条第1項（過失物拾得者の権利）の規定により、被災額として差し出された物が文部省に認めたときは、審査等長は、直ちに当該文化財を文部省官吏に提出しなければならない。但し、所有者の認明している場合は、この限りでない。

（現地）

第61条 前項の規定により物が提出されたときは、文化庁長官は、当該物が文化財であるかどうかを差し直しなければならない。

2 文化庁長官は、前項の結果の結果を文部省に認めたときは、その旨を審査等長に通知し、文部省に認めたときは、當該物を審査等長に差し戻さなければならぬ。

（引取）

第62条 第59条第1項（「遺産による文化財の見直しの場合の文化庁長官の処置」）又は第61条（「遺失物拾得等の権利」）の規定による文化財等の所有者が明示しないものの所有者は、同項第2項に規定する文化財の所有者から、審査等長に對し、その文化財の見直しの請求があったときは、文化庁長官は、当該審査等長にこれに引き渡さなければならない。

（開拓用器具及び埋蔵品）

第63条 第59条第1項（「遺産による文化財の見直しの場合の文化庁長官の処置」）又は第61条（「遺失物拾得等の権利」）の規定による文化財の所有者は、その所有者が明示しないものの所有者は、同項第2項に規定する文化財の所有者から、審査等長に對し、その文化財の見直しの請求があったときは、文化庁長官は、当該審査等長にこれに引き渡さなければならない。

2 前項に規定する場合は、第59条第2項から第4項まで（過失物拾得の決定・被災額の算定）の規定を準用する。

3 前2項の場合には、第59条第2項から第4項まで（過失物拾得の決定・被災額の増減の申請の認可と解消）の規定を準用する。

（届出）

第64条 文部省は、前項第1項の規定により現象に付属した文化財の保護のため又はその適用から見て現象が障害となる必要がある場合に對して、当該文化財の見直し又はその先端された土地の所有者に、その者が文化財の規定により受けるべき被災額の額を認定する。

2 前項の場合には、その手續とした文化財の價格に相應する金額は、前項に規定する被災額の額から割り算するものとする。

3 政府は、前項第1項の規定により現象に付属した文化財の保護のため又はその適用から見て現象が障害となる必要がある場合に對して、当該文化財の見直し又はその先端された土地の所有者に、その手續とした文化財の價格に相應する金額は、前項に規定する被災額の額から割り算するものとする。

（過失物の使用）

第65条 現象文化財に關する場合は、この法律に特別の定ある場合の外、過失物法

(遺失物法の適用)

第60条 文部省に於いては、この法律に特例の定ある場合の外、遺失物法
第11条(遺失物)の規定の適用の範囲があるとする。

(現状変更等の権限及び現状復旧の命令)

第60条 史跡名勝天然記念物に關する現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしてるとときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更に對しては難易の程度又は其の費用のため必修の急措置を執る場合は、保存に影響を及ぼす行為については影響の範囲である場合は、この限りでない。

2 前項但書に規定する措置の範囲は、文部省令で定める。

3 第1項の規定により許可を受ける場合には、第43条第3項(重要文化財の現状変更等の場合は)の規定を、第1項の規定による許可を受ける場合には、同条第4項(許可の範囲)に従わないとときの重要文化財の現状変更等の停止又は許可の取消し)の規定を準用する。

4 文化庁長官又はその権限の委託を受けた都道府県の教育委員会等の第1項の規定による場合には、第42条の2(所有権の移動及び他の公益との調和)の規定を準用する。

5 第1項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第3項で準用する第43条第3項の許可の条件を附されたことによって損失を受けた者に対しては、団体は、その過當並びに損失を補償する。

6 現状の場合には、第41条第2項から第4項(遺失復旧の決定・補償額の決定の原則の概要・跡地における跡の被削)までの規定を準用する。

7 第1項の規定による許可を受け、又は第3項で準用する第43条第3項の規定による許可の条件を附されたことによって、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状復旧を命ぜることができる。この場合には、文化庁長官は、原状復旧を命ずることである。

(現行規則による適用)

第60条の2 現状変更第1項の規定により許可を受けなければならないこととされてい行為をしてその行為をするについて、他の法令の規定により、許可その他の処分に区分せしむるものを受けなければならないこととされている場合において、該當の事由において当該現象の種類を有する都道府県又はその委託を受けた者、該當現象をするとは、法令の命じるところにより、文化庁長官(同条第3項の規定による許可の権限が都道府県の教育委員会に委託されているときは、該當委託を受けた都道府県の教育委員会)に対し、その旨を通知するものとする。

(現行規則による適用)

第60条の3 史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管轄団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の30日前までに文部省令で定めるところにより、文化庁長官にその旨を届けなければならない。ただし、第60条第1項(現状変更等の許可)の規定により許可を受けなければならない場合その他の文部省令で定める場合はこの限りでない。

2 史跡名勝天然記念物の復旧上に必要があると認めるときは、文化庁長官は、現状の風景に於ける史跡名勝天然記念物の復旧に對して技術的指導や助言を与えることができる。

(現行規則)

第61条 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の保存のため必要があると認めるときは、地圖を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ぜることができる。

2 前項の規定による処分によって損失を受けた者に対しては、団体は、通常生ずべき損失を補償する。

3 第1項の規定による制限又は禁止に違反した者には、第60条第7項(原状復旧の命令)の規定を、前項の場合には、第41条第2項から第4項まで(損失補償の原則・補償額の額の算定の原則・跡地における跡の被削)の規定を準用する。

第61条 次に掲げる場合には、関係各署各令の長は、あらかじめ、文部大臣を通知し原状の復旧を命ぜなければならない。

(1) 重要な文化財又は史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしてしまうこと。

(2) 管轄に属する重要文化財の輸出を輸入しようとすること。

(3) 所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の貸付、交換、完納、開示その他の処分をしようとすること。

2 各令各署の長及び令の管轄課、重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしてしまうときは、あらかじめ、文部大臣の同意を求むなければならない。

3 第1項第1号及び前項の場合には、第43条第1項復旧費(重要文化財の現状復旧の範囲)並びに第60条第2項復旧費(史跡名勝天然記念物の現状変更等についての許可を受けるない場合)及び同条第2項復旧費(史跡名勝天然記念物の維持のための範囲)の規定を適用する。

4 文化庁長官は、第1項第1号又は第2項に規定する措置につき同意を与える場合においては、その条件としてその措置に關する必要な物をすることができる。

5 関係各署各令の長その他の令の管轄課は、當初の規定による文化庁長官の勘合を十分に考慮しなければならない。

第60条 文化庁長官は、第58条第1項〔文化庁長官の行なう現状文化財の発掘〕の規定により発掘を施行しようする場合において、その発掘を施行しようとする土地の表面に於ける現状を買ひない場合)及び同条第2項(重要文化財の維持の範囲)並びに第60条第2項復旧費(史跡名勝天然記念物の現状変更等についての許可を受けるない場合)及び同条第2項(史跡名勝天然記念物の維持のための範囲)の規定を適用する。

4 文化庁長官は、第1項第1号又は第2項に規定する措置につき同意を與える場合においては、その条件としてその措置に關する必要な物をすることができる。

5 関係各署各令の長その他の令の管轄課は、當初の規定による文化庁長官及び公署に於ける現状を買ひない場合)並びにその保存のため又はその利用から見えた他の問題に管轄せることが適当であるときは、これを当該機關の管理に移さなければならぬ。

(地方公共団体の職務)

第60条 地方公共団体は、文化財の管理、修理、復旧、公署その他その保存及び

活用に於ける經營につき補助することができる。

2 地方公共団体は、条例の定めるところにより、重要文化財、重要有形民俗文化財、重要有形民俗文化財及び史跡名勝天然記念物以外の

文化財で当該地方公共団体の区域内に存するものうち重要なものを指定して、その保存及び活用のため必要な措置を講ずることができる。

3 前項に規定するものの範囲内ではその地域又は同様に指定する文化財の指定若きはその範囲を行なった場合には、教育委員会は、文部省令で定めるところにより、文化庁長官にその旨を報告しなければならない。

第60条の3 都道府県は、文化庁長官が第58条第1項〔文化庁長官による現状文化財の発掘の実施〕の規定により発掘を実行するものを除き、現状文化財についての調査する必要があると認めるとときは、現状文化財を包括すると認められる土地の発掘を実行することができる。

2 前項の規定により発掘を施行しようとする場合において、その発掘を施行しようとする土地の所有者とし、又は同一の範囲の占有するものであるときは教育委員会は、あらかじめ、発掘の目的、方法、着手の時期その他の要件と認められる事項につき、関係各署各令の長その他の令の管轄課と協議しなければならない。

3 地方公共団体は、第1項の範囲に因り、事業者に付し協力を求めることがある。

4 文化庁長官は、地方公共団体に対し、第1項の発掘に要する經費及び助言をすることである。

5 地方公共団体に對し、第1項の発掘に要する經費の一部を補助することができる。

第60条の3 都道府県の教育委員会が前条第1項の規定による文化財を発見した場合には、第59条(发现による文化財の発見の場合は文化庁長官の地圖)及び地圖(引取)の規定を適用する。この場合において、第60条中「第60条第1項又は第60条第2項」とあるのは、「第59条の3第1項において準用する第59条第1項」と読み替えるものとする。

2 発掘の場合に於ける第61条(因應対策及び報償金)の規定の適用については、同条第1項中「第59条第1項又は第61条第2項」とあるのは、「第59条の3第1項において準用する第59条第1項」とする。

熊本県遺跡地図

発行日 平成10年3月31日

発行者 熊本県教育委員会

熊本市水前寺6丁目18番1号

TEL 096-383-1111 内線 6715・6718

印刷 富士マイクロ株式会社

熊本市水前寺 6丁目46-1

TEL 096-383-3911

この電子書籍は、熊本県遺跡地図を底本として作成しました。

遺跡地図の内容は適時更新されているため、この電子書籍には、底本の前付けと後付けを収録するにとどめ、遺跡地図と遺跡地名表は掲載していません。発刊時の遺跡地図や遺跡地名表が必要な場合には、底本から引用してください。

底本は、熊本県内の市町村教育委員会、熊本県教育庁文化課、国立国会図書館などにあります。所蔵状況や利用方法は、直接、各施設にお問い合わせください。

なお、底本は、A2判 ヨコ 4穴ビス止めで印刷・製本されています。

書名：熊本県遺跡地図

発行：熊本県教育委員会

〒862-8609 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

電話：096-383-1111

URL：<http://www.pref.kumamoto.jp/>

電子書籍制作日：西暦2021年3月31日

※ 最新の熊本県遺跡地図を閲覧する方法は、熊本県教育委員会のホームページをご覧ください。

URL：<http://www.pref.kumamoto.jp/>